

事業名	長期休暇期間中の障害児の居場所づくり
ここがポイント	・ 夏休みなどの長期休暇期間中に、障害のある子どもの預け先がなく仕事に行けない保護者を支援 ・ 保護者から預かりの要望があり、開所時間を延長する事業所に対して経費を補助

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 障害児が利用する放課後等デイサービスなどの事業において、学校の長期休暇期間中の朝または夕方の時間に預け先がなく、保護者の就労継続や、児童の見守り、介助などの両立が課題となっており、指定障害サービスの提供時間前後も障害児が地域で安心して過ごせる居場所を確保する必要がある。
- ・ 事業所が開所時間を延長した場合、給付金が加算される仕組みはあるが、一定時間以上は加算されず、就労を継続するにあたっては十分でない。

2. 目的

- ・ 長期休暇期間中に、障害児が身近な地域で支援を受け、その保護者が見守りや介助により離職せず就労を継続できるよう、放課後等デイサービスや児童発達支援を時間外に延長して障害児を預かる事業所を支援する。

3. 内容

- ・ 夏休みなどの長期休暇期間中の平日に、放課後等デイサービスや児童発達支援を時間外に延長して障害児を預かる事業所に対し、補助金を交付する。
- ・ 障害児の保護者が就労と両立できるよう、朝と夕方の時間の延長を想定。

【対象事業所】児童発達支援、放課後対策等デイサービスを提供する事業所

【補助基本額】(児童一人あたり／延長時間5時間まで)7,500円／日

4. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年7月7日～ 対象事業所への事業内容及び補助金の申請様式等周知、事業開始届の受付
 - ・ 令和8年度夏季休暇・冬期休暇・春期休暇において事業実施
- ※各長期休暇期間終了後、補助金の交付申請及び実績報告の受領、補助金の交付。

5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上

14,025 千円